

May 2015



平成の民法大改正

● はじめに

民法の改正案が国会に上程されました。長く議論されてきて合意に至った法律案ですから、国会での大きな改定はなく、可決されると予測しています。その後、一定の周知期間を経て実施の運びとなりますが、現段階で法律案をもとに、皆様のご理解を深めるべく、解説しておきます。

現在の民法（明治31年法律第9号）は、明治31年（1898年）6月21日帝国議会で成立し、非常に短い周知期間（たった25日）を経て同年7月16日に施行されました。

その後、120年間にわたり、国民生活全般を律する基本法となっています。

民法の制定は、当時不平等条約の改正に躍起となっていた明治政府が西欧の法制度を取り入れる開化政策の一環でした。

自動車が日本に最初に輸入されたのは、民法制定と同じ1898年であり、初の国産車 山羽式乗合自動車（蒸気自動車）が生産されたのは1904年です。その頃、自動車は全く珍しい乗り物で、日本全国でも限られた地域でしか見られなかったでしょう。現在自動車は国民生活にとってなくてはならない基盤になっていますが、この一事を見ても、社会が大きく変わったことはお分かりいただけると思います。

この間、民法は親族・相続法の改正、部分的な改正がなされた以外は、ほとんどが手つかずのまま現在に至っています。親族・相続法の改正は日本の敗戦に伴う家族制度の大きな改革に伴うもので、「日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関す

る法律」により家督相続が廃止され、現在皆さんがご存じの一般的な相続制度が採用されます。戦前は長男が家督を相続し、実質的に財産を相続していましたが、戦後は現在と同趣旨の相続法になりました。平成 16 年には民法が「ひらがな化」（それまではカタカナでした）されましたが、内容の変更ではありません。

このような社会の大きな変動があったにもかかわらず、民法が 120 年もの長期にわたり、国民生活の基本部分を律する法律として存続し得たことについては、その基本法としての性格が優れていたことと、その間、民法学者による時代の変化を取り込んだ解釈、裁判所の時代の趨勢を反映した判断などが寄与したものと考えます。学者や裁判官が社会の変化を反映した柔軟な解釈をしていいの？と疑問を持たれる読者もおられるでしょう。しかし、法律は社会生活を律するための道具ですから、社会の実態を反映するものです。

たとえば、刑法 235 条は「他人の財物を窃取したものは窃盗の罪とし、10 年以下の懲役に処する。」と規定しますが、明治時代、電気が一般的でなかった頃、電気を盗んだ事件に絡んで、「電気」は窃盗罪の対象である「財物」にあたるか否かが問題になりました。裁判所は「財物」かどうかは、可動性・管理可能性の有無で決すべきとして、電気も財物に含まれると判断しました（大判明 36.5.11）。今私たちは、電気はエネルギーであることを知っており、物ではないことを知っていますが、当時の現実的な判断として、電気が価値のあるものとして売買されていることが背景にあるのではないかと思います。この電気窃盗に刑法 235 条を適用することは、罪刑法定主義の原理からは疑問を感じますが、やむを得なかったのでしょう。この事件を受けて、刑法 245 条が新設され、この章の罪については、電気は財物とみなすとの条文が追加されました。このように法律の解釈は一定の合理的な範囲でそのときの社会情勢を反映して解釈されることがご理解いただけると思います。

現在、自動車は私たちの生活にとって必需品になっていますが、民法が制定された頃、自動車は一般国民の目から見れば、存在しないに等しかったのです。交通事故だってなかったでしょう。交通事故に対しては、昭和 30 年に自動車損害賠償保障法が制定されていますが、この法律も基本原理は民法を踏まえています。

しかしながら、さすがに 120 年前の法律では、自動車の例だけではなく、通信手段その他の技術の進歩も含めた社会・経済の変化に対応できないところがあることも

わかってきました。また、条文に反映されていない判例法理を、条文として明確化する必要性も指摘されていました。

民法の改正は法制審議会で議論されてきました。平成 21 年の第 1 回会議から、平成 27 年の第 99 回会議までに債権法の見直しが議論され、平成 23 年、25 年には論点整理や試案についてパブリックコメントが求められました。平成 27 年 2 月 24 日、これらの審議を踏まえて、民法改正要綱案が法務大臣に答申され、これを踏まえた民法改正案が、第 189 回国会に上程されています。

今回の改正は、長期にわたる問題点を解消する改正であり、その改正範囲も広範です。少し専門的になりますが、主な項目を挙げておきます。定型約款・消滅時効・法定利率・契約解除・危険負担・債権者代位・詐害行為取消権・保証債務・債権譲渡・相殺・売買等、相当広範な項目に関する改正になります。会社法務は早急な対応を迫られるでしょう。このニュースレターは専門的な読者を対象にはしていませんので、できるだけわかりやすく解説します。今回は皆さんに理解しやすく、興味もおありになる、時効の改正について紹介します。

● 時効制度の改正

時効は大変古い制度です。鎌倉幕府時代には、所領を安堵されたとしても、20 年無為に経過すると所領を失うとの例があります。明治はじめには、江戸時代の流れを受けて、一定期日以前の債権は裁判で請求できない、とする太政官布告が出されています。この出訴期間の制限は、例えば旅籠料・運送料・授業料などは 6 か月、医師の診察料・薬代は 1 年、貸付米・貸付金・土地代は 5 年でした。現民法の定める短期消滅時効と呼ばれる時効の起源でしょう。井原西鶴の「大晦日定めなき世の定めかな」のように、つけは大みそかに決済されていたから、6 か月の時効は疑問ですが、一時的なつけはもっと早く決済されていたのかも知れません。

民法には「時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判することはできない」との民法 145 条の規定があります。これは、武士は食わねど高楊枝、の精神を反映したものと言われます。武士は名誉を重んずる建前があり、たとえ時効にかかった借入金でも、返済するのが本来であり、時効を援用するのは本義ではないということです。法律がローカルなものであることの例示ですが、雰囲気をお分かりいただけただけでしょうか？ちなみに英米法系では時効は、訴えの期間の制限であ

り、当事者の援用で時効が左右されることはありません。

時効制度には取得時効と消滅時効があり、今回改正されるのは消滅時効です。消滅時効とは、権利が行使できるのに一定期間その権利を行使しないと権利自体が消滅するという制度です。格言的に「権利の上に眠る者は保護されない」と言われます。では、現民法でどのような期間が経つと権利を失くす（消滅時効の完成）ことになるのでしょうか。

基本的には、債権（貸付金とか売掛金が主なものです）は 10 年間行使しないと、つまり 10 年間請求しないと時効によって消滅します。ただし、ビジネスに関する取引では、この 10 年の時効期間は商事時効期間として 5 年に短縮されています。会社法務のご担当者は貸付金や売掛金の時効を 5 年と考えて管理しておられるでしょう。その他の財産権は 20 年で時効になります。基本原則はこのとおりなのですが、民法は他に短期消滅時効として非常に短い期間で権利がなくなる類型を定めています。前述したように、明治初期の太政官布告に類型がありますが、医師・薬剤師・技師・棟梁などの仕事に関する債権は 3 年、弁護士・公証人が受け取った書類の責任期間も 3 年、弁護士・公証人の仕事に関する債権は 2 年、商品代金・受注生産品の代金・学校等の寄宿舎の代金は 2 年、月給・演芸の出演料・運送賃・旅館・飲食店・貸席等に関する料金・動産の損料などは 1 年となっています。3 年、2 年、1 年の時効期間があるわけですが、この時効期間にどのような合理的な説明ができるのかわかっていません。私たち法律家も、問題になるたびに六法全書を参照しながらこの債権はどれにあたるのだろうかと頭を悩ませています。

このように短期消滅時効は現在の社会生活から合理的な説明ができません。沿革を辿って、前述の太政官布告を踏襲したという以上の説明はできないのです。

今回の民法の改正ではこのような短期消滅時効をすべて廃止し、消滅時効の期間を、権利を行使することができることを知った時から 5 年（主観要件といいます）、権利を行使することができるときから 10 年間（客観要件）に統一しました。その結果、いままで民事上の債権、商事上の債権、つまり貸付金でいえば、友人に貸したりすれば民事上の債権として 10 年、会社間の貸付金は商事債権として 5 年の消滅時効になりましたが、今度の改正で、一部の例外を除き債権の消滅時効が 5 年か 10

年に統一されます。今まで境界が明瞭でなかった民事債権・商事債権の区別もなくなります。

なお、不法行為債権（交通事故、学校での事故、喧嘩で怪我をさせたときの治療費、離婚の慰謝料など）の時効期間については、損害・加害者を知った時から3年、不法行為のときから20年とのルールが維持されます。例外的に、生命・身体を侵害するものについては、3年という部分が5年に延長されます。

● 時効の完成を止める制度

時効に関連して、皆さんが誤解しておられると思う点を指摘します。

それは時効の中断に関する事項です。

現行民法では、消滅時効は①請求、②差し押さえ、仮差し押さえまたは仮処分、③承認 によって中断します。中断するというのは、たとえば今年の10月に返済期限がくる借金については、そのときから5年、つまり平成32年10月に時効によって消滅するわけですが、この5年の間に①請求があると、またそのときから時効が進行するのです。この点については皆さんわかっておられるのですが、請求の具体的意味について、法律の文言と一般的な国語の用法との間に大きなずれがあります。請求書を送付すれば皆さんは請求をしたと考えられるでしょう。しかし、法律上は請求とは裁判を起すことなのです。単に請求書を送る、あるいは内容証明を送るのは法律上「催告」と分類されて、6か月以内に裁判を起さないと、その効力が消滅します。

改正法では、この時効の「中断」と「停止」は、「完成猶予」「更新」という用語となり、内容も整理されますが、「催告」の効力が暫定的なものであることに関しては変わりありません。時効管理の場面では注意を要するところです。

また今回の改正で、協議による時効の完成猶予の制度が導入されます。たとえば、貸付金債権が時効になりそうなとき、今までは内容証明郵便によって支払いの請求をし（法律上は催告）、6か月以内に裁判を起す必要があったのですが、新たな制度では、当事者間で合意すれば時効期間を1年間延ばせることになりました。延長合意を繰り返して最長5年間延ばすことができますので、当事者間で紛争解決のために話し合いをするにはよい制度だと思います。この制度は協議による解決を目指

すものですから、一方の当事者が協議は必要ないと考えて拒絶通知をすると、猶予の期間はそのときから6か月で終了します。

以上、今回改正が見込まれる時効制度について、シンプルに解説いたしました。専門家向けの解説ではありませんので、会社法務のご担当者は、このニュースレターによって大まかな理解をされた後、法文なり解説書なりを読んでください。

法令情報

●「電子商取引及び情報財取引に関する準則」

稲益が起草委員に参加した準則改訂版が2015年4月27日に公表されました。

今回は、編集方針を明確化して公表したほか、著作権法の改正・リンクに伴う責任に関する新たな裁判例などを踏まえた改訂を行いました。

<http://www.meti.go.jp/press/2015/04/20150427001/20150427001.html>

●会社法の改正（2014年6月20日成立、2015年5月1日施行）

今回の会社法改正では、

- ・ 監査役の監査範囲を会計監査に限定している場合の登記が必要に
- ・ 責任限定契約を締結できる取締役・監査役の範囲が拡大
- ・ 親会社株主が子会社の役員の責任追及（株主代表訴訟）ができる制度の新設
- ・ 「社外役員」の範囲の見直し
- ・ 監査等委員会設置会社の制度新設

その他、組織再編に関わる事項等、多岐にわたる改正がなされています。中小企業にも関連のある事項もあります。ご留意下さい。